

●香川県告示第571号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成25年12月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

沿岸名	漁港名	地区海岸名	海岸保全区域
讃岐阿波 沿岸	積浦漁港	積浦漁港（ 積浦地区） 海岸	<p>1 指定場所 香川郡直島町字積浦4775番5地先から香川郡直島町字姫泊13番1地先まで</p> <p>2 指定区域 基点1から基点30までを順次結んだ線、基点1と補助点1とを結んだ線、補助点1から補助点7までを順次結んだ線及び補助点7と基点30とを結んだ線により囲まれた区域</p> <p>3 基点及び補助点の表示（座標は世界測地系により、角度の表示は、真方位とする。） 基準点 二等三角点 直島 （北緯34度27分21.7223秒、東経133度59分06.1730秒）</p> <p>基点1 基準点から99度34分、1,394.7メートルの地点 基点2 基点1から53度07分、8.7メートルの地点 基点3 基点2から93度59分、4.6メートルの地点 基点4 基点3から132度56分、135.8メートルの地点 基点5 基点4から225度56分、44.2メートルの地点 基点6 基点5から226度02分、17.0メートルの地点 基点7 基点6から225度53分、29.5メートルの地点 基点8 基点7から135度56分、157.3メートルの地点 基点9 基点8から133度47分、7.7メートルの地点 基点10 基点9から132度28分、25.6メートルの地点 基点11 基点10から222度05分、13.8メートルの地点 基点12 基点11から209度28分、10.8メートルの地点 基点13 基点12から148度54分、1.7メートルの地点 基点14 基点13から211度19分、6.3メートルの地点 基点15 基点14から212度09分、6.6メートルの地点 基点16 基点15から131度32分、6.4メートルの地点 基点17 基点16から109度24分、13.5メートルの地点 基点18 基点17から110度01分、14.0メートルの地点 基点19 基点18から110度11分、61.7メートルの地点 基点20 基点19から108度51分、10.9メートルの地点 基点21 基点20から74度21分、16.3メートルの地点 基点22 基点21から73度16分、23.2メートルの地点 基点23 基点22から72度36分、15.0メートルの地点 基点24 基点23から344度23分、19.2メートルの地点</p>

			基点25	基点24から9度19分、4.5メートルの地点
			基点26	基点25から344度40分、14.6メートルの地点
			基点27	基点26から75度05分、77.5メートルの地点
			基点28	基点27から75度37分、4.6メートルの地点
			基点29	基点28から24度30分、61.5メートルの地点
			基点30	基点29から21度51分、45.0メートルの地点
			補助点1	基点1から336度04分、38.4メートルの地点
			補助点2	基点3から23度23分、81.4メートルの地点
			補助点3	基点4から73度44分、75.3メートルの地点
			補助点4	基点6から91度23分、49.1メートルの地点
			補助点5	基点20から2度44分、75.0メートルの地点
			補助点6	基点28から314度21分、37.2メートルの地点
			補助点7	基点30から293度23分、34.8メートルの地点